

令和5年度

那智勝浦町職員追加募集要項  
(一般行政職・一般行政職【身体障害者】)

那智勝浦町

## 1. 募集職種・募集人員・受験資格等

| 職 種                | 人 員   | 受 験 資 格 等                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 一般行政職            | 2 名程度 | 昭和 5 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は令和 6 年 3 月に卒業見込みの人(短期大学及び 4 年制大学卒業・見込みを含む)                                                                                                                           |
| B 一般行政職<br>【身体障害者】 | 1 名程度 | 昭和 5 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は令和 6 年 3 月に卒業見込みの人(短期大学及び 4 年制大学卒業・見込みを含む)で以下の①、②のすべてに該当する人<br>①身体障害者手帳(1～6 級)の交付を受けている人。ただし、自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人<br>②活字印刷物(文字の大きさが 1 0 ポイント程度)による出題に対応できる人 |

注 1 高等学校卒業(又は同等)とは、高等学校を卒業していること又は文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」に合格していることをいう。

注 2 次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第 16 条に該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 当町役場において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2. 試験の方法

### (1) 第一次試験

| 試験区分                           | 試験種目          | 試験内容                                                |
|--------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------|
| A 一般行政職、<br>B 一般行政職<br>【身体障害者】 | 教養試験 (75 分)   | 社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題 |
|                                | 職場適応性試験(20 分) | 公務員としての職場生活への適応性試験                                  |
|                                | 事務適性試験 (10 分) | 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる試験                   |

### (2) 第二次試験(第一次試験合格者のみ)

論述試験、面接試験

## 3. 試験の日時及び場所

(1) 第一次試験 日 時  
場 所

**令和 6 年 1 月 21 日(日) 午前 9 時から**

**那智勝浦町役場 2 階大会議室**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1

Tel 0 7 3 5 - 5 2 - 4 8 1 1

終了予定時刻 正午頃

(2) 第二次試験の日時は、第一次試験の合格者に通知 ※ 2 月上旬～中旬を予定

#### 4. 受験手続

**受験申込書は、12月5日(火)から配布します。**

町役場総務課及び各出張所備付け又は町ホームページよりダウンロードした採用試験申込書と受験票に必要事項を記入し、受験票は63円葉書の裏面に貼り付け、それらを同封のうえ役場総務課へ提出してください。

郵送の場合は必ず特定記録郵便又は簡易書留で郵送することとし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、「〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1 那智勝浦町役場総務課」あてに郵送して下さい。**(受付期間最終日1月10日(水)の午後5時必着)** ※提出書類 ・採用試験申込書 ・受験票を貼り付けた葉書

#### 5. 受付期間

**令和5年12月19日(火)～令和6年1月10日(水)**

(土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

#### 6. 採用及び勤務条件

(1) 採用は、令和6年4月1日の予定です。

(2) 採用時の給料月額、基本として、次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

| 職 種                            | 大学卒     | 短大卒     | 高校卒     |
|--------------------------------|---------|---------|---------|
| A 一般行政職、<br>B 一般行政職<br>【身体障害者】 | 185,200 | 167,100 | 154,600 |

※卒業後に職歴等がある場合は、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

※上記のほか「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

#### 7. その他

受験に当たって提出していただいた受験申込書等は返却いたしません。また、試験に際しての交通費は支給いたしません。

受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載が判明した場合又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

#### 【受験のお問い合わせ】

那智勝浦町役場総務課 総務係 (電話) 0735-52-4811 内線 456